

小児かかりつけ診療料について

病気の診療だけでなく発達相談や健康管理などを通して医療機関が子育てをサポートするための国の制度です。

当院では、小児科の「かかりつけ医」として、診療を行っています。

* 対象となるお子様 *

ワクチン接種等を含めて当院を4回以上受診したことがある、現在「6歳未満（未就学児）のお子さんが対象です。

○「小児かかりつけ診療料」の登録ができるのは一つの医療機関だけです。登録後、ほかの医院に変更したい場合はお気軽にお知らせください。

○緊急時など、都合によりほかの医療機関を受診した場合は、次に当院を受診した際にお知らせください。

（ほかの医療機関で受けた投薬などもお知らせください。）

○健康診断の結果、予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、受診時にお持ちください。

（母子健康手帳に記載されています）。

* 「かかりつけ医」として *

○急性疾患を発症した際の診療や、慢性疾患の管理等についての指導を行います。

○発達についての相談、育児に関する相談に対応いたします。

○予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また有効性・安全性に関する情報提供を行います。

○健康診断の結果を把握して、発達段階にもとづいた健康相談に応じます。

○オンライン資格確認などを活用して受診されている医療機関を把握及び連携し、必要に応じて専門の医療機関へ紹介をいたします。

○「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による緊急の相談等に対して対応します。

そが内科小児科クリニック
院長 仙波 義秀